

山建産連発第48号

令和8年3月5日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会

各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会

会長 浅野 正一

(公印省略)

賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の適用について

標記の件について、別紙の通り山梨県県土整備部長より通知がありました。山梨県では、令和8年3月1日から適用する「公共工事設計労務単価」が、令和7年3月1日適用の同単価と比較して上昇していることに伴い、旧労務単価を基に予定価格を算出している工事のうち、令和8年3月1日時点で工期が始まっている案件については、別添資料の通り、工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）を適用する可能性があるとのことです。

つきましては、貴傘下会員（組合員）に対し、周知のほど程よろしくお願い致します。